【FORM１】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

【移管先】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(VAD商流の場合以下にVAD記名・捺印)

　 a. 年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　b. 　　　　　年　　　月　　　日

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　　　　氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

**導入済システムの移管通知書(申請書)**

このたび、下記導入済みシステムを移管することになりましたので、ご連絡いたします。移管元と移管先の関係は下表の通りとなります。(下表の１から12のいずれかにチェック。数字の後の()内のアルファベットは記名/捺印欄を示す。)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 移管先 | | |
| IBM直販 | SP(T1)またはSIer(T1) | VAD商流 VAD+SP(T2)またはVAD+SIer |
| 移管元 | IBM直販 | N/A | □3 (a) | □7:SP/SIer＋VAD(a,b) |
| SP(T1)またはSIer(T1) | □1(c) | □4 (a,c) | □8:VADの追加とSP/SIerの変更(a,b,c) |
| □9:VADのみの追加(a,b,c) |
| VAD商流VAD+SP(T2) /VAD+SIer(T2) | □2(c,d) | □5:SP/SIerの変更なし [VADが外れるのみ](a,c,d) | □10:VADとSP/SIer両者の変更(a,b,c,d)) |
| □6:SP/SIerの変更(a,c,d) | □11:VADのみの変更(a,b,c,d) |
| □12:SP/SIerのみの変更(a,b,c,d) |

□移管元と移管先に同一パートナーが含まれるため、両方に記名しますが移管元の捺印を省略します。

□ディストリビューター契約が失効し、Facing Partnerの変更がない場合は、そのFacing Partnerの指定ディストリビューターへの変更は移管元のディストリビューター欄への記名捺印は不要です。

本件移管により、今後は移管先のビジネス・パートナーはIBMと締結済みの契約条件に従い、移管されたシステムに関し、添付【別紙1】の事項を遵守いたします。また、本件移管に関し、お客様の同意を得ていることを申し添えます。ただし、移管先がIBMの場合は、IBMは本件移管を了承します。了承できない場合は理由を以下に明示し、本書簡を返却します。

(□移管不可　了承できない理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

記

導入済システム: 【別紙2】参照

お客様名:

以上

【移管元】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (VAD商流の場合以下にVAD記名・捺印)

c. 年　　　月　　　日　　　　　　　　　　d.　　　　　　　年　　　月　　　日

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　役 職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　　　　氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【別紙1】遵守事項

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の4,6,8,10,12の場合に適用します。**

(パートナーへの移管　お客様に接するパートナーの変更の場合)

移管先SP/SIerは、IBMと契約締結済みの下記契約条件に従い、移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、次の事項を遵守いたします。

1) 当該システムのサポートを行い、お客様満足度の維持、向上をはかります。

2) 当該システムに導入済プログラムに関しても、移管先が取り扱うことを認定されているプログラムについては、すべて移管先よりプログラム･サービス等の支援をお客様に対して提供いたします。

3) 移管されたシステムは、移管先の販売実績に算入しないことに同意いたします。

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の5,9,11の場合に適用します。**

(パートナーへの移管　お客様に接するパートナーに変更のない場合)

仕入先のディストリビューターを変更いたしますが、今後ともSP/SIerは、IBMと契約締結済みの下記契約条件に従い、移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、次の事項を遵守いたします。

1)当該システムのサポートを行い、お客様満足度の維持、向上をはかります。

2)当該システムに導入済プログラムに関しても、移管先が取り扱うことを認定されているプログラムについては、すべて移管先よりプログラム･サービス等の支援をお客様に対して提供いたします。

3)移管されたシステムは、移管先の販売実績に算入しないことに同意いたします。

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の1,2の場合に適用します。**

（パートナーからIBMへの移管）

IBMは移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、今後の機器の増設およびプログラムを含めサポートします。

**『導入済みシステムの移管通知書(申請書)』の3,7の場合に適用します。**

(IBMからパートナーへの移管)

移管先SP/SIerは、IBMと契約締結済みの下記契約条件に従い、IBMより移管されたシステム(詳細は添付【別紙2】のとおり)に関し、次の事項を遵守いたします。

1. 当該システムのサポートを行い、お客様満足度の維持、向上をはかります。
2. 当該システムに導入済プログラムに関しても、移管先が取り扱うことを認定されているプログラムについては、すべて移管先よりプログラム･サービス等の支援をお客様に対して提供いたします。
3. 移管されたシステムは、移管先の販売実績に算入しないことに同意いたします。

【別紙2】移管対象システム/プログラム一覧

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ハードウェア | | | | | | | |
| 機種／型式 | 台 数 | | 機械番号 | 機種／型式 | 台 数 | | 機械番号 |
|  |  | |  |  |  | |  |
| ソフトウェア(SWMAを含む)  1）移管後に新たな更新を迎えるSWMAが含まれているか？＝＞□Yes □No.  2) 上記1)がYesの場合は  　移管元での解約予定日：　　　　　　　年　　　月　　　日  　及び移管先での注文予定日：　　　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | |
| プログラム番号 | | シリアル番号 | | プログラム番号 | | シリアル番号 | |
|  | |  | |  | |  | |

* システムを移管する場合はH/Wのみ、あるいはS/Wのみの移管は行えません。
* 移管元宛への継続的なSWの請求は移管先宛に変更されます。移管先がBMの場合はEnd User宛に請求が変更されます。SBO価格を適用する場合は移管先でのSBO申請・承認が必要になります。